観音寺市外国語指導助手(ALT)派遣業務 プロポーザル実施要領

観音寺市外国語指導助手(ALT)派遣業務プロポーザル実施要領

1 業務名

観音寺市外国語指導助手(ALT)派遣業務

2 目的

この要領は、観音寺市立小・中学校に外国語指導助手(以下、「ALT」という。)を配置するにあたり派遣業務の委託先として、専門的知識や経験を生かし効果的・効率的に業務を実施できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式によることとし、実施に必要な事項を定めるものである。

3 業務内容

別紙 観音寺市外国語指導助手(ALT)派遣業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

4 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 提案限度額

94,566,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 年度ごとの提案限度額は、下表のとおりとする。(消費税及び地方消費税を含む。)

年度区分		提案限度額
令和 8年度	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	31,522,000 円
令和 9年度	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	31,522,000 円
令和 10 年度	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	31,522,000 円

6 公募から業者選定までのスケジュール(予定)

項目	期日·期間等
公告日、実施要領等の公表	令和7年 10 月 28 日(火)
参加申込書の受付期間	令和7年10月28日(火)~令和7年11月12日(水)
質問受付期間	令和7年10月28日(火)~令和7年11月6日(木)
質問に対する市の回答	令和7年 11 月 10 日(月)までに
参加資格決定通知	令和7年 11 月 14 日(金)
提案書等受付期間	令和7年11月21日(金)~令和7年12月5日(金)
参加業者のプレゼンテーション	令和7年 12 月 12 日(金)

契約予定者の選定	令和7年 12 月 12 日(金)
選定結果通知	令和7年 12 月 17 日(水)までに通知
業務開始	令和8年4月1日(水)

- 7 参加申込に伴う提出書類、申込先、申込方法
- (1)本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。(※エは写し可)
 - ア 参加申込書(様式1)
 - イ 会社要覧 会社概要が確認できるもの
 - ウ 会社・法人の履歴事項全部証明書(証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもの)
 - エ 消費税及び地方消費税、地方税に滞納がないことの証明書(証明年月日が申請書提出日 以前3か月以内のもの)※写し可
 - 才 外国語指導助手派遣業務受注実績報告書(様式2)
- (2)提出部数: 1部
- (3)申 込 先: 観音寺市教育委員会事務局 学校教育課 (観音寺市役所2階) 〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
- (4) 申込方法:

ア 申込期限: 令和7年11月12日(水)午後5時まで ※期限厳守

イ 提出方法: 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間)又は

郵送(書留又は簡易書留に限る。)令和7年11月12日(水)午後5時必着

(5)その他: 参加申込書等を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式3)を提出すること。

8 応募資格

次の各号の全てに該当する者であること。

- (1)応募時において、本件該当業務について、観音寺市の「令和6·7年度物品の買入れ等に係る 競争入札参加資格名簿」に登載又は登載の申請がされ、観音寺市が発注する物品の買入れ等 の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者
- (2)税等に滞納のない者
- (3) 当該業務遂行に必要な知識・経験・技能等を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員、必要な各種法令に基づく許可等を有している者
- (4) 令和8年4月1日前3年間に学校教育での外国語指導業務の派遣契約の実績がある者
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する団体及びその利益となる活動に関与していない者
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等により更生手続、再生手続等をしていない者
- 9 質疑回答
- (1)質疑方法: 本プロポーザルに関する質問は質疑書(様式4)により行うものとする。
- (2) 提出方法: 電子メール
- (3)提出期限: 令和7年11月6日(木) 午後5時まで ※期限厳守
- (4)提出先: gakkou@city.kanonji.lg.jp

(5) 質問に対する回答: 令和7年 11 月 10 日(月)までに、市ホームページに質問及び回答を掲載する。

10 参加資格決定通知

市は事業者から提出された参加申込書等の内容を審査し、令和7年11月14日(金)までに参加資格決定通知書を電子メールにて通知する。

- 11 提案書等の提出
- (1)本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。
 - ア 提案書: 任意様式で、以下の書類を順序にしたがって作成すること。
 - 11部(正本1部、副本10部)
 - ① 会社概要
 - ② 業務実績
 - ③ 連携体制
 - ④ ALTの採用体制
 - ⑤ ALTの研修体制
 - ⑥ 外国語教育に対する取組 (学習指導要領の理解度、教材等研究開発、ALTの効果的活用)
 - ⑦ 労務管理体制
 - ⑧ 危機管理体制
 - ⑨ 相談・連携体制
 - イ 見積書及び見積内訳書:任意様式で作成すること。

1部

- ① 見積額は消費税及び地方消費税を除く額とし、委託期間に係る総額、年度別の見積額を明示すること。
- ② 見積額の内訳は、採用経費、研修経費、管理経費、給与、交通費、保険料(社会保険料、労働保険料等)ごとに記載すること。上記以外で必要な経費が発生する場合は、項目別に記述すること。
- ③ 事業所名、所在地及び代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (2)提案書の書式等
 - ア 原則として、A4縦型、横書き、左綴じで作成のこと。(A3版折込頁の挿入は可)
 - イ 各頁下部余白に頁番号を付すること。
 - ウ 記載する内容については、各事業者の創意と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。
 - エ 見積書を除き、提案資料には会社名、ロゴマークその他社名を識別しうる表示を一切記載しないこと。
- (3) 提出期限: 令和7年 12 月5日(金)午後5時まで ※期限厳守
- (4)提出先: 7(3)申込先に同じ。
- (5)提出方法: 持参(土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間)又は 郵送(書留又は簡易書留に限る)令和7年12月5日(金)午後5時必着
- (6)提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、その提案書を無効とする。

- ア 提案書の受領時に、8に定める資格要件を満たさない者が提出した提案書
- イ 虚偽の記載をした提案書
- ウ 提案書受付締切後に提出された提案書

エ 提案限度額を超えた提案書

12 プレゼンテーション

事前に提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを行い、その後引き続きヒアリングを受けること。

プレゼンテーションは、参加申込者が1者の場合も実施し、事業者の選定を行う。

提案書提出者が5者以上の場合は、審査委員会での事前書類審査にて、プレゼンテーション参加者を決定する場合がある。その場合には、全ての提案書提出者へ、事務局より速やかにメールにて通知する。

(1) 日時等

令和7年12月12日(金)予定

参加者ごとの参集時間及び会場は、別途個別に通知する。

(2)内容

ア 提出した提案書をもとに、プレゼンテーション(提案説明)を行うこと。 また、指定する時間までは会場外にて待機することとする。

- イ 持ち時間は、機器の接続 5 分程度、プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分程度と する。
- ウ 出席者は1事業者当たり2名までとする。
- エ プレゼンテーション実施にあたり使用する備品等は、参加者が準備することとし、使用する備品等については事前に報告すること。(様式自由)

ただし、スクリーン、プロジェクターについては市で準備する。

- (3)次のいずれかに該当する場合は、参加者を失格とする。
 - ア 無効な提案書を提出した者
 - イ 指定した時間に遅れた場合(災害等特別な事情がある場合を除く。)
 - ウ プレゼンテーションを欠席した場合(災害等特別な事情がある場合を除く。)
 - エ 「参加申込書を提出した日」から「選定委員会による事業者の選定が終了するまで」の間に、 選定委員又は事務局に不正に接触した者、若しくは接触を試みた者
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした者又は本件業務委託の要求基準を満たさない提案をした者
 - カ 提案の内容が、法や関連法令等の基準を満たしていない者
 - キ その他指定した事項に違反した場合

13 委託事業者選定

(1) 観音寺市外国語指導助手派遣業務委託事業者選定委員会において、提案書及びプレゼンテーション(ヒアリングを含む。)の結果を総合的に審査し、評価得点が満点(審査委員数×100 点)の6割を超えている事業者の中で評価得点の高い順に順位をつけ、最優秀提案者を決定する。評価得点が同数の場合は、見積額が低い事業者を選定する。1者のみでプレゼンテーションを実施した場合も、評価得点が6割を超えた場合に委託事業者として選定する。

(2) 選定基準

次の各項目について、評価を行う。(100 点満点)

評価項目・基準		配点	
会社	土概要・実績		
1	会社概要	会社概要、企業理念、業務内容、ALT派遣業務に関する 基本方針 (学校での外国語教育に係る業務遂行にふさわしい業務概要・ 方針であるか、安定的にALTの配置を行うことが可能な規模か、 緊急性を要する事項に即時対応が可能な体制(緊急対応のため の来庁・来校が可能な距離に本社、支社、支店、営業所のいずれ かを置いている等)であるか)	55
2	業務実績	直近3年間の全国での自治体の受注実績	5
2	未伤夫祺	上記のうち、四国内での自治体の受注実績	5
3	受注者の 連携体制 担当者の経歴	業務遂行のための適切な体制となっているか。 (人員配置・役割分担・責任者及び担当コーディネーターの経験 年数、経歴、現在の業務内容)	5
	採用•研修体制		
4	ALTの採用体制	・採用基準(学歴、資格、日本語能力の条件の明確化など)、採用方法は適切か ・ALTの適正・質を確保するため、広く採用活動を行える体制があるか ・在籍ALTの人数 ・勤続年数・雇用の安定性(ALTを複数年継続して配置できる体制であるか)	15
5	ALTの研修体制	・業務の質を確保するための研修を行う体制が整っているか (研修プログラムや研修担当者の経歴、育成方法など) ・配置前及び配置後の研修は十分に行われるか(回数・ 期間・内容等) ・日本での生活や、学校におけるコミュニケーション、日本語 等の研修体制 ・配置後の業務状況に対する評価や指導などフォロー体制 は十分か	15
外国	国語教育に対する取組		
6	教材等の研究開発、 ALTの効果的活用	・学習指導要領に対応した教材の開発や外国語教育に関する研究体制は十分か ・小中の校種や学年の別に応じた指導ができるような研修やレッスンプログラムが提供されているか ・ALTが教員に対して、効果的な外国語教材及び学習プログラム、指導方法、アイデア等を提案できるか・上記の内容を教員に指導するための企画運営ができるか・授業外でのALTの効果的な活用等、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力向上に向けた独自の提案はあるか	15

管理体制			
7	労務管理体制	・ALTの勤務状況の把握、勤務評価の方法、その他労務管理の体制は適切か ・評価を適切に実施し、ALTの業務状況に課題がある場合は、指導改善、交代等の対応を行える体制が整っているか・住居、交通など日常生活支援を含めたALTのサポート・管理体制は十分か	10
8	危機管理体制	・事故・欠員・トラブル・緊急時に迅速に対応できる体制はあるか ・各種保険への加入等は適切か ・法令遵守、リスク管理(個人情報の漏洩防止)の体制は 十分であるか	10
9	発注者との 相談・連携体制	・市教委・学校との連絡が速やかに行える体制が整っているか・市教委、学校からの要望、苦情等に適切に対応できる体制となっているか・労働者派遣法に関する諸手続など、市教委及び学校へのサポート体制は充実しているか	10
経費	経費		
10	見積金額	採点基準表により算出された得点 (予定価格と提案価格との比較)	5
合	計		100

(3)選定結果の通知

ヒアリング終了後、令和7年12月17日(水)までに個別に電子メールにて通知し、後日正式に 文書にて通知する。

ただし、自己の結果のみを通知することとする。

- (4)審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (5)契約締結の交渉

選定された事業者に対して、提案書の内容をもとに協議し、必要があれば契約を締結するための仕様書等の調整を行った後、正式な見積書を徴収することとする。

14 その他

(1)経費負担

提案書の提出等、本プロポーザルに要する全ての経費は提案者の負担とする。やむを得ない 理由により、本プロポーザルが中止になった場合においても同様とする。

(2)提出書類等

- ア 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では提案者に無断で使用しない。
- イ 提出された書類等は、返却しない。
- ウ 提出された書類等は、市が外国語指導業務を委託する事業者を選定するための資料であり、 その著作権等の主張は認めないものとする。

(3)情報公開

提出された提案書は、情報公開請求を受けたときは、観音寺市情報公開条例の定めるところにより、公開対象の行政文書となる場合がある。

(4) 問合せ先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市教育委員会事務局 学校教育課 担当: 森、米谷

Tel 0875-23-3938

Fax 0875-23-3925

電子メールアドレス: gakkou@city.kanonji.lg.jp